

労働安全・衛生コンサルタント 阿部 裕一

契約を結んでほしい。

- ・その際の報酬は月額これくらいである。

総務部長は理解を示してくれた。すぐにでも契約を結びたいとまで言ってくれた。しかし、最終決定は本社の代表取締役社長が下すとのこと。そこから先は委ねなければならない。社長さんにぜひお目にかかりたいと思っていること、社長さんに手紙を書くつもりであることを告げて、この日は失礼した。

早速社長さんに手紙を書いた。目標を達成するには資金の確保が欠かせない。成否は経営トップの決断にかかっていると思ったからである。手紙には、安全衛生に関する持論をしたためた。安全衛生がなぜ企業に必要なか。安全衛生の基本的な考え方。世界的な流れ。会社の将来の姿…。

数日後、社長さんからぜひお会いしたい旨の連絡をいただいた。契約を結びたいとじきじきの申し出があり、即日、平成12年3月までのコンサルタント契約を結んだ。

紹介が遅くなってしまったが、当該事業場の概要を以下に示す。

事業所名 株式会社〇〇〇宮城工場
(本社：神奈川県川崎市)

所在地 宮城県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇〇〇

業 種 スクリーン印刷業

資本金 1800万円

労働者数 69名

現業部門 男子 22名・女子 39名

事務部門 男子 3名・女子 5名

主要製品

自動車用プラスチックメイバン、携帯電話ディスプレイ部パネル、OA 機器関係表示パネル、その他、スクリーン印刷加工品及びプレス加工品

主要設備

全自動スクリーン印刷機・1台、半自動スクリーン印刷機・14台、15t プレス機・2台、35t プレス機・2台、45t プレス機・2台、大型シャーリング・1台、ラベル印刷機（3色機）・1台、ラミネート機・2台、熱風循環式乾燥設

備・5台、遠赤外線コンベアー式乾燥機・2台、その他

3. 35項目の行政指導

行政指導のあった事業場の仕事をする場合には、所轄の労働基準監督署に挨拶に行くことにしている。これは、行政からの情報を得るのと、業務をスムーズに行うためであるが、最低限の礼儀であるようにも思う。行政には普段から顔を出すように心がけてきたつもりである。今では、アポなしでも会っていただけるようになった。

「衛特の指定を受けたのにもかかわらず、この1年間具体的な改善をほとんどやっていない。」当該事業場に対する心証はすこぶる悪い。厳しく指導してほしいとの注文も出された。

宮城労働局管内では、衛特・安特事業場には改善計画作成指示書のほかに、所轄の監督署の監督指導が行われ、是正勧告書と指導票が宿題として出される。当該事業場に対する行政からの指導事項を以下に列挙する。重複しているものもあるが、全部で35項目にも及ぶ。さらに、私が確認した特記事項を「安全衛生管理状況」に示す。

1) 労働衛生管理特別指導事業場 安全衛生改善計画作成指示書（宮城労働局長）

〈改善措置を講ずべき事項〉

- ① 安全衛生委員会に関する事項
- ② 管理体制及び各級管理者に対する安全衛生意識の喚起に関する事項
- ③ 有機溶剤業務従事者に対する教育に関する事項
- ④ 有機溶剤業務に係る局所排気装置設置に関する事項
- ⑤ 危険物乾燥設備の構造に関する事項
- ⑥ 派遣労働者に対する特殊健康診断に関する事項
- ⑦ 有所見者に対する事後措置に関する事項

2) 是正勧告書（所轄労働基準監督署）

- ① 乾燥設備作業主任者の職務事項の掲示

- 3) 指導票 (同上)

4) 安全衛生管理状況

作業環境管理：第2種有機溶剤等を用いた有機溶剤業務を行っているが、各スクリーン印刷作業場には局所排気装置の設置等の工学的対策は取られていない。作業室内では有機溶剤の強い臭気を感じることもある。

(いずれも原案) の作成

- ④ 管理組織構築の指導
- ⑤ 安全衛生委員会委員選任の指導
- ⑥ 年間管理計画作成指導
- ⑦ 各級に対する安全衛生教育

3) 設備面

- ① 局所排気装置新設指導
② 乾燥設備改善指導

4) ルーチンワークとして

- ① 安全衛生パトロール
- ② 安全衛生委員会への参加
- ③ 行政・メーカー・ディーラー・サービス
機関・工事業者等との交渉
- ④ その他

5. 改善費用は2千万円

局所排気装置の設置と乾燥設備の改善には、予想以上のお金がかかってしまった。この費用をいかに抑えられるかもコンサルタントの大きなスキルであることはわかっているが、今回はかなりの難関だった。最終的に約2千万円の負担をお願いすることになってしまった。

1) 局所排気装置の設置に関して

行政並びに代表取締役社長・総務部長・全安全衛生管理担当者・安全衛生委員会・現場管理者・作業者等と数次にわたり協議した結果、局所排気装置を新設することに決定。すべてのスクリーン印刷機と2箇所の調色作業台にフードを設置することとした。さらに、2基の遠赤外線コンベアー式乾燥機にも排気装置を設置することとした。

局排の設置では、特に現場の方の理解と協力が欠かせない。私は、かつてある事業場で、自らが手がけた局排が、半年後には全部取り払われてしまったという苦い経験を持っている。毎日それに接する作業者の方々の意見を無視しては成功しない。今回も、何度も現場に足を運び、時間の許す限り意見の交換をした。また、廃材のダンボール

箱で作った試作フードを現場に持ち込み、みんなから意見をもらった。現場でワイワイガヤガヤやったのがよかったのかもしれない。最終的には理解されたものと確信している。

ところで、改善の効果であるが、局排設置直後の作業環境測定の結果、前回の測定と比べ幾何平均濃度が約半分の値となった。また、有機溶剤の強い臭気は感じなくなり、コンベアー式乾燥設備から発生する煙が作業室に充満することもなくなった。

2) 乾燥設備の改善について

スクリーン印刷した製品を乾燥するのに、バッチ式で熱風循環式乾燥設備を使用している。有機溶剤を塗布したものを乾燥するため、これが危険物乾燥設備に該当するが、現状では構造要件が満たされていないというのが行政の指摘である。そこで、乾燥設備をすべて入れ替える案や、別に乾燥室を新設する案なども検討した結果、費用の面や生産の面から、現在使用している乾燥設備を改造することにした。改造のポイントは次の４点である。

- ① ヒーター端子の結線を外部結線にする
- ② 強制排気し、炉内有機溶剤濃度を爆発下限界の4分の1以下の濃度にする
- ③ リレー部の扉をパンチングメタル構造にし、装置外部環境と同等にする
- ④ 爆発扉を設置する

これらのことを自社で対応することは到底できない。やはりメーカーの力が必要となる。今回の場合もメーカーの協力を願ったが、この対応が極めて悪く、最後の最後まで問題が残ってしまった。最終的には行政から OK が出されたが、このメーカーに対しては不信感だけが残った。

6. 「もうあの会社は使わない！」

今回の事例では、当該事業場の内に改善を妨げるものは見当たらなかった。むしろ、当該事業場に製品・サービスを提供するメーカー・ディーラー・サービス機関の愚行や対応の悪さには、ない

へんてこずらされた。

1) 有機溶剤販売業者

第2種有機溶剤であるアセトン¹を、第1種有機溶剤の一斗缶に入れて納品した。これにより監督署からあらぬ疑いをかけられてしまった。調査すると、第1種有機溶剤と印刷した一斗缶が多量にあまってしまい、困って流用していたことが判明。業者に厳しく抗議。後日、詫び状が送られてきた。所轄監督署の監督指導があったと聞いている。

2) プレス販売業者

平成10年5月に購入したプレスを設置届が出されていないということで是正勧告を受ける。業者が「このプレスは、安衛法でいう動力プレスには該当しない」と説明していたことが判明。業者に確認したところ、事実は認めたものの「勉強不足でした」の一言で、謝罪の言葉は聞かれなかった。「プロのことなので信じました」を、現行の法律は許さない。

3) 健康診断機関

有機溶剤特殊健康診断実施後の事後措置を産業医にお願いした。いざ有機溶剤等健康診断個人票を見てみると、何と「医師の意見」、「意見を述べた医師の氏名」を記載する欄がない。健診機関の業務課長に問い合わせると、「医師の診断」、「健康診断を実施した医師の氏名」と同じだと思い削除したとのこと。これがプロの発言とも思えない。この場合の「医師」はそれぞれ異なること、法令に定めのある様式を勝手な解釈で変更することは問題があることを説明。すみやかな改善を求めたが、コンピュータにフォーマットを入力しているのですぐには難しいとの回答であった。その後、当該事業場には日本法令の様式で結果が送られてくるようになったが、他の事業場への報告はどうなっているのかは不明である。

4) 件の乾燥機メーカー

問題の乾燥設備が、危険物乾燥設備として構造

上満足するかの問い合わせに対する答えは、「それはお客さんの使い方次第でしょう」であった。このメーカーの社長と製造部長を呼んで、いきさつを直接説明した際には、「もっとひどい使い方をしているところもある。お宅のところで爆発なんてするはずがない」というものだった。その後、ヒーターの被覆の材質が争点になった。要件が満たされていることが証明されれば、行政としても考えるというものだった。早速、件のメーカーにデータの提出を求めたが、なかなか送られてこない。やっと届いた資料も、役に立たないものばかりで、かえって問題解決を遅らせる結果になってしまった。しまいには、この社長が「監督署なんて、おたくの社長さんが出向いて平謝りに謝れば、何とかなるもんだ」などと嘯くしまつ。これには当該事業場の社長も激怒。「このメーカーの製品は二度と買わない！」

いかがだろうか。これらはすべて現在の日本で起きたことである。ただただあきれるばかりである。これは、労働安全衛生法ならびに関係法令を十分認識・理解していないことに起因している。今後これらの組織への指導が必要であろうし、行政に対しても適切な対処をお願いしたいところである。

7. 終わりに

平成12年3月末に衛特が解除になったことは前述のとおりである。この功績が認められ、総務部長は工場長へ、衛生管理者である営業課長は次長へとそれぞれ昇進を果たしている。厳しい経済状況のなか、この事業場は順調に売上を伸ばしていると聞いている。社長さんにはなかなかお目にかかれないので、今はもっぱら E-mail でコミュニケーションをとっている。その後コンサルタント契約は継続され、平成13年度も契約を更新したいとの申し出が、つい先日あったばかりである。長いお付き合いをさせていただき心から感謝している。現在、当該事業場は ISO9001 の認証取得に向け全社一丸となつてがんばっている。もちろん安全衛生管理も忘れてはいない。